



2020年度以降の

# スポーツ少年団 指導者資格

について

●2020年度より、スポーツ少年団指導者制度が変わりました。

「スポーツ少年団認定員」は日本スポーツ少年団の指導者資格であり、一度取得すると、スポーツ少年団登録を継続することで資格も更新できておりましたが、これからの指導者は、**学び続ける環境が必要である**という方針のもと、今後は**日本スポーツ協会(以下JSPO)公認指導者資格へ移行または新たに取得し、4年ごとに更新研修の受講、資格登録更新していくことが必要**となります。

●単位団には、必ず2名以上の「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が必要です。

該当する資格は、**スタートコーチ(スポーツ少年団)**および**旧認定員から移行したコーチングアシスタント**です。

●現在、どのような資格を持っているかで手続きが変わります。

ご自身の資格を確認のうえ、中面の該当するところにてお手続きください。➡

- 1 旧認定員資格のみ お持ちの指導者…………… 2ページ
- 2 旧認定員資格 と JSPO公認指導者資格(競技等) の両方をお持ちの指導者… 3ページ
- 3 JSPO公認指導者資格(競技等)のみ お持ちで、  
これから「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」の資格を取りたい方…………… 3ページ
- 4 これまで資格はなかったが、  
これから「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」の資格を取りたい方…………… 4ページ
- 5 ① JSPO公認指導者資格(競技等)のみ お持ちの指導者  
② JSPO公認指導者資格(競技等)はあるが、旧認定員資格が失効した指導者… 4ページ
- 6 ① これまで資格がなかった指導者  
② 旧認定員資格が失効した指導者…………… 4ページ
- 7 ① すでにコーチングアシスタントへ移行した指導者  
② すでにスタートコーチ(スポーツ少年団)を取得した指導者(②は3-(2)と4)… 4ページ

## 1 旧認定員資格のみ お持ちの指導者

※旧認定員は、現在認定員番号を持っている者に限る。(2019年度に認定員としてスポ少登録した者)

2023年度までは、スポーツ少年団にて指導者登録ができますが、以降も指導者として活動される場合は、JSPO公認指導者資格である「**コーチングアシスタント**」へ移行手続きをする必要があります。

移行申請の期限は下記の表のとおりであり、**最終移行申請期限は2023年11月までです。**

最終期限までに申請・手続きをしなかった場合、2024年度以降のスポーツ少年団登録は「役員・スタッフ」登録となります。

移行手続きの方法はP5～8の資料 または右記QRコードからご確認ください。→



**手数料** 初期手数料3,000円(初回のみ)、資格登録料10,000円/4年間

移行手続きのみ更新研修はありません。移行申請と手数料納入で手続きは完了です。

**移行後** 以降、4年ごとに更新研修の受講と、資格登録更新が必要になります。

**注意** 資格の移行にスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会は一切関係ありません。

<移行申請時期と資格有効期間> 移行手続きは期限厳守です。

移行申請	移行手続き	資格有効期限
～令和2(2020)年5月	～令和2(2020)年9月	令和2(2020)年10月1日～令和6(2024)年9月30日
～令和2(2020)年11月	～令和3(2021)年3月	令和3(2021)年4月1日～令和7(2025)年3月31日
～令和3(2021)年5月	～令和3(2021)年9月	令和3(2021)年10月1日～令和7(2025)年9月30日
～令和3(2021)年11月	～令和4(2022)年3月	令和4(2022)年4月1日～令和8(2026)年3月31日
～令和4(2022)年5月	～令和4(2022)年9月	令和4(2022)年10月1日～令和8(2026)年9月30日
～令和4(2022)年11月	～令和5(2023)年3月	令和5(2023)年4月1日～令和9(2027)年3月31日
～令和5(2023)年5月	～令和5(2023)年9月	令和5(2023)年10月1日～令和9(2027)年9月30日
～令和5(2023)年11月	～令和6(2024)年3月	令和6(2024)年4月1日～令和10(2028)年3月31日

## 2

## 旧認定員資格とJSPO公認指導者資格(競技等)の 両方をお持ちの指導者

※旧認定員は、現在認定員番号を持っている者に限る。(2019年度に認定員としてスポ少登録した者)

旧認定員をコーチングアシスタントへ移行する手続きは必要ありません。

JSPO公認指導者資格(競技等)を更新していくことで、付随して「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」も更新されます。(サッカー・バスケットボール指導者も含む)

また、旧認定員資格があって、これから2023年度中までに新規でJSPO公認指導者資格(競技等)の講習会を修了する場合も同様です。

### 留意点

- ①旧認定員資格のほかにお持ちの資格が、JSPO公認指導者資格であるか必ずご確認ください。競技団体独自の資格である場合、**1**の手続きが必要になります。
- ②スポーツ少年団登録をする際は、JSPO公認指導者資格(競技等)番号を入力し、スポ少の理念を学んだ指導者として「理念」に○がされていることを確認してください。スポ少の認定員番号で登録すると、移行手続きが必要とみなされますのでご注意ください。

## 3

## JSPO公認指導者資格(競技等)のみお持ちで、 これから「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」の資格を取りたい方

- (1) **スタートコーチ(スポーツ少年団)** 資格を取る必要があります。

当該講習会を受講・修了後、初期手数料のみ納めることで資格を取得できます。

**手数料** 講習会受講料、初期手数料3,000円(初回のみ)

**取得後** 以降、JSPO公認指導者資格(競技等)を更新し続けることで、スタートコーチ資格も付随して更新されます。(ただしサッカー・バスケットボール指導者をのぞく)

- (2) サッカー・バスケットボール指導者資格がある方も、**スタートコーチ(スポーツ少年団)** 資格を取る必要があります。

当該講習会を受講・修了後、初期手数料と資格登録料を納めることで、資格を取得できます。

**手数料** 講習会受講料、初期手数料3,000円(初回のみ)、資格登録料10,000円/4年間

**取得後** 以降、継続する場合は、サッカー・バスケットボール指導者資格に加えて、スタートコーチ(スポ少)資格の4年ごとの更新研修と資格登録更新も必要になります。(サッカーとバスケットボールはJSPOが管理する資格ではない為)



サッカー・バスケットボールの指導者資格がある方で、**3**に該当する場合、他と手続きが違いますのでご注意ください。



## 4

これまで資格はなかったが、  
これから「**スポーツ少年団の理念を学んだ指導者**」の資格を取りたい方

**スタートコーチ（スポーツ少年団）** 資格を取る必要があります。

当該講習会を受講・修了後、初期手数料と資格登録料を納めることで資格を取得できます。

**手数料** 講習会受講料、初期手数料3,000円、資格登録料10,000円/4年間  
**取得後** 以降、4年ごとに更新研修の受講と、資格登録更新が必要になります。

## 5

① **JSPO公認指導者資格（競技等）のみ** お持ちの指導者  
② **JSPO公認指導者資格（競技等）はあるが、  
旧認定員資格が失効した**指導者

スポーツ少年団登録において、競技等のJSPO指導者資格番号を入力することで、指導者として登録することができます。

ただし、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」には該当しません。

団の中で差支えなければそのままでもよろしいですが、もし、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」になる場合は、③の手続きを取っていただくこととなります。

## 6

① **これまで資格がなかった**指導者  
② **旧認定員資格が失効した**指導者

2020年度以降、スポーツ少年団登録は「役員・スタッフ」となります。

団の中で差支えなければそのままでもよろしいですが、もし、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」になる場合は、④の手続きを取っていただくこととなります。

## 7

① **すでにコーチングアシスタントへ移行した**指導者  
② **すでにスタートコーチ（スポーツ少年団）を取得した**指導者  
(②は③-(2)と④)

いずれも資格有効期限は4年間です。

継続する方は、現在の資格有効期限までの間に、次の資格登録更新手続きを取る必要があります。

① **資格開始から資格有効期限の6カ月前までの間に最低1回更新研修を受ける。**

更新研修は、上記3年半の間であればいつでも受講することができます。

研修会開催の案内は、岩手県体育協会および岩手県スポーツ少年団よりお知らせします。

② **その後、JSPOの案内に従い、資格登録更新手続きを取る。**

①の期間内に更新研修を受けた方へ、資格有効期限の2カ月前に、JSPOが更新の案内を送付しますので、それに沿って更新手続きをしてください。

更新手続きは期限厳守です。上記の手続きをしない場合、資格は失効となります。

## 留意点

移行手続き中の方や、講習会を修了して保留中の方は、資格認定されてからとなります。(JSPOから認定証・登録証が届いてから)